

令和3年（ワ）第673号 女川原子力発電所運転差止請求事件

原告 原 伸 雄 外16名

被告 東北電力株式会社

第9準備書面

令和4年5月31日

仙台地方裁判所第2民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 小野寺 信 一
外

目次

第1	はじめに.....	3
第2	オフサイトセンターの班員	5
第3	検査場所について	6
1	県において検査場所に派遣する要員（職員）が直面する問題を予測していない。解決策も用意していない。その結果、要員（職員）の事前確保等は困難であり、現場でその役割を果たすこともできない。	6
2	要員（職員）確保の（県の）責任者、検査場所へのレーンの運搬の（県の）責任者、運搬業者、検査場所の稼働に必要な資材の購入の（県の）責任者、運搬業者、検査場所・一時集会場所への安定ヨウ素剤の運搬の（県の）責任者、運搬業者が定まっていない。検査場所へのレーン、資材、安定ヨウ素剤の到着が遅れば、要員（職員）が適切な時期に到着しても稼働できない.....	9
3	現場への派遣システム（責任者・条件・手順）の整備が未了であり、従って現場関係者が適切な時期に現場に到着できない	11

4	別紙3の調査嘱託に対する県の回答との関係.....	13
5	まとめ.....	16
第4	バスの運転手とバスに同乗する市の職員について.....	17
1	バスの運転手の確保が困難.....	17
①	バスの確保に責任を持つ主体が定まっていない.....	17
②	避難者からの問い合わせ先が整備されていない.....	18
2	バスに同乗する市の職員を確保できない.....	19
3	まとめ.....	21
第5	受付ステーションに派遣される市の職員と受付ステーションに派遣される避難先自治体の職員について.....	22
1	受付ステーションの設営期間等についての仙台市と大崎市に対する原告らの質問と両市の回答.....	22
2	受付ステーションに派遣される市の職員の確保が困難.....	24
3	受付ステーションに派遣される避難先自治体の職員の確保も同様.....	25
4	まとめ.....	25
第6	女川地域原子力防災協議会（以下、協議会）の「確認」の基準違反.....	26
1	内閣府から開示された判断基準.....	26
2	検査場所は明らかに基準に違反している.....	26
3	安定ヨウ素剤も基準違反.....	28
4	まとめ（故意による基準違反）.....	30
第7	5層についての新たな安全神話を振りまく国.....	30

第1 はじめに

第8準備書面で宮城県（以下，県）と石巻市（以下，市）の広域避難計画に実効性が欠けている主な理由として4点をあげたが，最も重要な理由は，現場で発生する問題を置き去りにしたことである。

今回提出する別紙1の証拠の甲B28の3の1～2，甲B28の4の1～2によれば，交通渋滞に巻き込まれた避難車両からの燃料，水，食料等の補給，休憩場所，体調不良者等問い合わせに対応する責任を持つのは，市の場合には市の災害対策本部であるが，担当する部署は決まっていないということである。

県の場合は，交通渋滞に巻き込まれた避難車両からの問い合わせに対応する担当部署が未決定である以前に，

- ① 県の原子力安全対策課（事故発生後も引き続き責任を持つ）
- ② 県の災害対策本部
- ③ 県の現地本部（オフサイトセンター）

のいずれがそれに責任を持つかすら決まっていない。直面する問題を置き去りにしたまま計画を完成させた結果である。

避難者の身にどのようなことが発生するかを度外視して計画を先行させたことは，避難させる側の

- ① オフサイトセンターの班員
- ② 被告が検査場所に派遣する約600名の要員
- ③ 県が検査場所に派遣する県職員
- ④ 検査場所へのレーンの運搬者，検査場所の稼働に必要な資材の購入者及び運搬者，検査場所・一時集会場所への安定ヨウ素剤の運搬者

- ⑤ バスの運転手
 - ⑥ バスに同乗する市の職員
 - ⑦ 受付センターに派遣される市の職員
 - ⑧ 受付ステーションに派遣される避難先自治体の職員
- (以下、まとめて現場関係者)

にもそのまま当てはまる。避難者も現場関係者も現場で発生する問題の当事者であるからである。

現場関係者の直面する問題の予測と、その問題の解決策の検討等が行われていなければ、現場関係者の事前確保が困難になるだけでなく、現場でその役割を果たせなくなる。現場関係者が適切な時期に現場に到着できなければ、県と市のスキームに従った広域避難は困難になる。従って、現場への派遣システムも重要である。

本準備書面では、上記①～⑧の現場関係者の

A-1 現場関係者の直面する問題の予測

A-2 その問題の解決策の検討

A-3 学習・訓練システム、予測できない問題が発生した時のバックアップシステム等の整備

が「未了」であり、その結果、

B-1 現場関係者を事前に確保できるか。(事故発生後に確保するのであれば) 責任者、確保の条件・確保の手順が整備されているか

B-2 現場関係者が現場でその役割を果たせるか
が「不明」であること、

C 現場への派遣システム（責任者・条件・手順）の整備も「未了」であり，その結果，

D 現場関係者が適切な時期に現場に到着できるかも「不明」であることを明らかにする（そのまとめが別紙2）。

第2 オフサイトセンターの班員

各検査場所に派遣する具体的な要員数は，使用する検査場所と使用しない検査場所の区別によって異なってくる。順序としてはまず，使用する検査場所と使用しない検査場所の区別がなされ，その区別を前提に各検査場所に派遣する具体的な要員数が定まる。使用する検査場所と使用しない検査場所の区別は段階的避難と表裏の関係にあり，オフサイトセンターの役割である。

第2準備書面の第4で述べたように，県は今になってもオフサイトセンターが現地本部としての判断を下すために，最低限誰と誰が揃うことが必要かを検討しておらず，それらのメンバーが参集し，オフサイトセンターとしての機能を発揮できるまでにかかる日数と時間も検討していない。また，オフサイトセンターのメンバーに対する事故発生時の連絡方法（携帯番号，メールアドレス等）を記載された文書及び参集した各班の班員の具体的な作業内容が決められた文書も存在しない（甲B13の4～5）。

オフサイトセンターに集められた各班の班員の具体的な作業内容が決められていない結果，各班の班員が集まった後で，使用する検査場所と使用しない検査場所の区別をどの班が担当するかを決めることになる。

一方で，検査場所の要員の確保に責任を持つのが

- ① 県の原子力安全対策課（事故発生後も引き続き責任を持つ）
- ② 県の災害対策本部

③ 県の現地本部（オフサイトセンター）

のいずれであるかも決まっていない（甲B10の25の2）。使用する検査場所と使用しない検査場所の区別を下す立場にあるオフサイトセンターが、要員の確保についても責任を持たざるを得ないということになれば、担当班の責任は重大になる。

甲B2の59頁の県の現地災害対策本部（オフサイトセンター）の組織図でも明らかなように、医療班の班長は石巻保健所長、住民生活班の班長は東部保健福祉事務所副所長という具合に普段は原発事故と無関係な仕事をしている人たちであり、班員も同様である。原発事故と無関係な仕事をしている人たちが突然招集され、判断基準も判断手順も与えられていない状況下で、使用できる検査場所を特定し、被告に連絡して検査場所毎の派遣要員数を指示することなどできるはずがない。要員の確保についての県と被告との交渉経過を知らなければ、なおのことである。

使用する検査場所と使用しない検査場所の区別を下すオフサイトセンターは検査場所の要員の確保のスタート地点である。スタート地点の判断が遅れば、避難者の耐久時間内に検査場所の稼働を開始できる保証はなく、要員の確保はスタート地点において既に危ういものとなっている。

これもオフサイトセンターの班員の直面する問題に対する予想を欠き、それに対する解決策を用意しないまま計画を先行させた結果である。

第3 検査場所について

- 1 県において検査場所に派遣する要員（職員）が直面する問題を予測していない。解決策も用意していない。その結果、要員（職員）の事前確保等は困難であり、現場でその役割を果たすこともできない。

検査場所に派遣される要員（職員）の直面する問題としては、各検査場所毎

の検査予定車両の台数と、各検査場所毎の処理能力の2点からはじき出される検査に要するトータル日数が最も重要である。トータル日数は、

- ① 要員（職員）の稼働日数、交替の有無（それ如何による派遣人数の増加）
- ② 検査場所での役割と具体的作業内容
- ③ 検査場所の稼働体制（交代制で24時間稼働か否か）
- ④ 宿泊施設の整備、食料の確保

に関連する。

この点について、原告は第8準備書面16頁の（9）①で被告に対し、

「要員について確保出来る目途がついているのか否か。ついている場合、要員予定者にどのような説明をし同意を得たのか（得る予定か）。放射性物質の防護装備の有無、稼働期間と交替の有無、作業体制（24時間稼働か否か）、宿泊施設と食料の確保等についてどのような説明をしたのか（する予定か）。」

と求釈明している。求釈明に回答しない場合、次に述べる県職員と同様、作業実態の説明を欠いたままの確保になる可能性がある。

甲B10の20の3の2によれば、県は検査場所について、予備を含め20ヶ所を確保しており、そのうち災害時の同時開設会場数は最大8ヶ所としているが、8ヶ所がどこか何故8ヶ所かは非開示で不明である。使用できる検査場所と使用できない検査場所の区別と、8ヶ所がどのように関係するかも不明である（風向き如何で使えない検査場所に8ヶ所が含まれる可能性あり）（嘱託事項7に対する回答と矛盾）。

県は8ヶ所の検査場所に派遣する県職員として320名を確保する方針で、うち4ヶ所の検査場所分160名を名簿化しているが、甲B10の23の3の

3及び甲B10の24の3からして、作業実態の説明を行っておらず、甲B10の23の3の1の名簿は作業実態の説明を欠いた名簿登録の可能性が高い（確認中。甲B10の28）。名簿への登録自体には同意しても、①～④の作業実態が明らかになった時点で、名簿からの抹消を求めてくる可能性があり、要員（職員）の事前の確保は困難である。事故後の限られた時間内で、作業実態の説明を行いつつ同意を取り付けることは、一層困難である。

- ・ 鷹来の森運動公園と涌谷スタジアム野球場の検査場所の稼働日数が最大何日になるかを調べた資料
- ・ 各検査場所内に要員の宿泊施設を整備する必要があるか否か、整備することができるか否かを調査した資料
- ・ 各検査場所の要員のための食料の確保が必要であるか否か、確保できるか否かを調査した資料

を県が保持していないことは甲B10の17の2によって明らかである。

鷹来の森運動公園と涌谷スタジアム野球場の検査場所の検査予定車両の台数を調べたことがないことも甲B10の17の2によって明らかである。

両検査場所の処理能力について、平成元年11月13日（水）に実施された宮城県原子力防災訓練以外に調べたことがないことは甲B10の17の3のとおりである。

従って、両検査場所を最大何日稼働させる必要があるかは、現時点では全く不明である。原告らの試算では、両検査場所とも予定台数全部の検査には途方もない日数が必要である（第3準備書面29頁～）。上記1の①～④の作業実態を理解した上での同意がない限り、又、①～④に対応した体制が整わない限り、現場関係者が現場でその役割を果たすことができないことは明らかである。

仮に検査予定車両の台数と処理能力からして、24時間稼働を前提にしても、全ての台数の検査を終了するのに10日以上かかるということになれば、その途中で避難車両の耐久能力を超え、避難車両はとっくに避難ルートから外れ、

各自の判断による避難を開始している。要員の稼働日数は検査に要するトータル日数によって決まることになるが、それが途方もないものであることが要員（職員）予定者に正確に説明されれば、事前確保は困難である。

2 要員（職員）確保の（県の）責任者、検査場所へのレーンの運搬の（県の）責任者、運搬業者、検査場所の稼働に必要な資材の購入の（県の）責任者、運搬業者、検査場所・一時集会場所への安定ヨウ素剤の運搬の（県の）責任者、運搬業者が定まっていない。検査場所へのレーン、資材、安定ヨウ素剤の到着が遅れば、要員（職員）が適切な時期に到着しても稼働できない

避難者の耐久日数との関係では（避難開始後）検査を開始できるまでの日数も重要である。下記5の4点（「最低限の要員（県職員を含む）」「検査に要する資材（個人防護装備を含む）」「検査機器（レーン）」「（検査場所で投与することになっている）安定ヨウ素剤」）が揃って検査場所に届くことが検査開始の条件であるが、以下に述べるように、現状ではそれがいつになるか全く見通せない状況にある。

今回提出した甲B10の25の2によれば、検査場所の要員の確保に責任を持つのが

- ① 県の原子力安全対策課（事故発生後も引き続き責任を持つ）
- ② 県の災害対策本部
- ③ 県の現地本部（オフサイトセンター）

のいずれであるかすら決まっていない。

従って現状では、①②③のどこが要員の確保に責任を持つかを決めるところからスタートし、要員の確保を被告に指示する条件が何かを決め、それが満たされているか否かを判断し、あわせて使用する検査場所と使用しない検査場所

の区別を被告に連絡する責任者、派遣する（各検査場所毎の）具体的な要員数を指示すべき責任者を決め、それから被告に連絡を取るということになる。県から被告への連絡方法も定められていないのであるから泥縄そのものである。

検査場所で使用するレーンを検査場所に搬入する責任者、レーンを除く検査場所の検査に要する資材の確保の責任者が、

- ① 県の原子力安全対策課（事故発生後も引き続き責任を持つ）
- ② 県の災害対策本部
- ③ 県の現地本部（オフサイトセンター）

のいずれであるかもはっきりしていない。現状では、事故が起きた後、要員（職員）のみならず、レーンの搬入と資材の確保についても、①②③のどこが責任を持つかを決めるところからスタートせざるを得ない（甲B10の25の2，甲B10の18の2）。

責任者が定まったとして、現状のようにレーンを保管する場所から検査場所に運搬する業者が定まっていなければ、業者探しからスタートせざるを得ない。遠距離の配送先を廻っている大型貨物自動車をすぐに揃えることができるのかが次の問題となる。事業所を出て、保管場所でレーンを積んで、各検査場所にそれを降ろして事業所に戻るのに要する時間を問われて、はっきりした回答ができなければ、そのことも（業者探しの）障害になる。

レーン搬送の責任者を確定し、事業者と運転手の同意を得て、台数を揃え、実際に各検査場所にレーンを届けるのに何日かかるかを調べたことがないのであるから、要員の到着までにレーンが届くという保証はない。

検査場所の検査に要する資材の中には、個人防護装備、放射線測定器、養生資材、簡易除染用品等、要員（職員）一人一人の被ばくの防護装備も含まれる（甲B10の14の1の資料2）。個人防護装備の数は検査場所に派遣される

要員（職員）の数だけ必要であり、要員（職員）の交替を想定しているのであれば、交替する要員（職員）の分も確保する必要がある。事故が起きてからその数に相当する個人防護装備等を購入することを予定しているのであれば、購入自体に何日もかかることになり、その後、（レーンと同じように）運搬する業者を探すことになる。よって、これら資材が要員（職員）の到着前に検査場所に届いている保証も全くないと言わざるを得ない。

稼働に最低限必要な要員（職員）、レーン、各種資材の3点が避難者の耐久時間内に各検査場所に届くことが稼働の条件であり、現状では3点のどれもがいつ到着するか全く分からない状態にある（他に後に述べるように安定ヨウ素剤の検査場所への搬入にも問題がある）（レーン、各種資材、安定ヨウ素剤の同時到着が可能かどうかの不明部分を甲B10の29で確認中）。

宮城県の最大級津波想定によれば、国道45号線が浸水する恐れがあるということであり、国道45号線は要員（職員）、レーン、各種資材、安定ヨウ素剤を鷹来の森運動公園の検査場所に運ぶ運搬道路である。地震、津波と共に原発事故が起きた場合、4点の到着はさらに遅れることになる（甲B10の30）。要員（職員）の直面する問題を予測せず、解決策を用意しないまま計画を完成させた結果である。

3 現場への派遣システム（責任者・条件・手順）の整備が未了であり、従って現場関係者が適切な時期に現場に到着できない

使用する検査場所と使用しない検査場所の区別を被告に連絡すべき立場にある者、具体的な要員数を被告に指示すべき立場にある者が定まっておらず、どのような条件が満たされた場合、要員の確保を被告に指示すべきことになっているか、その条件もはっきりしていないことは、甲B10の14の2のとおりである。

のみならず、約600名の要員の招集と派遣の具体的方法も定まっていない

(一ヶ所に集めて検査場所毎に割り振って派遣するのか、自宅あるいは職場から指示された検査場所に直接向かわせるのか。前者の場合、どこに集めるのか。乗せる車両をどのようにして用意するのか。後者の場合、各検査場所に向けて出発したかどうか、各検査場所に到着したかどうかを誰がどのような方法で確認するのか等)。

被告が確保する要員の名簿と連絡方法と要員の招集と派遣の具体的方法も県に渡っていない。以上からして、指示を受けた後、600名と320名が各検査場所に到着するまでに要する日数も不明と言わざるを得ない。上記2の県側の内部手続きの遅れに被告側の派遣手続きの遅れが重なって、要員が各検査場所に到着した頃には、避難者の耐久日数をとっくに超え、検査を受ける予定車両が周囲の道路から消えていることも十分にあり得る。

避難退城時検査要員の確保及び名簿化のために令和3年10月20日に開催された県の職員向けの説明会において、「避難退城時検査を実施することになるのは事故から数日後と理解していいか」との質問に対し、県側が「そのとおり。あくまで目安だ」と回答しているが、要員(職員)、レーン、個人防護装備を含む各種資材の3点がいつ各検査場所に届くか調査したことがなく、要員(職員)ですら、確保の責任者を決めるところからスタートする有様であるから、「数日後」の根拠は全くないと言わざるを得ない(甲B10の23の3の2の2)。

又、「数日後」が「1日～2日後」か「3日～4日後」かでは、避難者の耐久との関係では全く違う意味を持つ。検査場所の稼働開始についての問い合わせ先すら分からず、問い合わせ先が分かったとしても、上記の3点セットが各検査場所に揃う時期を確答できる者がいないのであるから、問い合わせ先の担当者は「分からない」と回答する以外ない。そのような状況下で「3日～4日後」まで耐久できる避難者は存在せず、稼働開始が「3日～4日後」ということであれば、稼働開始前に避難者の耐久を超えることが明らかであり、3点セット

が揃った頃には検査場所の入口には誰もいないということになる。長時間30km圏内に留め置かれ、耐久時間を超えてから当てもない避難を開始することになるのであるから、避難計画などない方がましである。

4 別紙3の調査囑託に対する県の回答との関係

- ① 調査囑託の回答1, 4は、県と被告の役割分担に関するものであるが、開示資料によれば、検査チーム（車両検査・除染、住民検査・除染）に加え、支援チーム（交通誘導、車両保管）も被告が分担することになった。県は、総括責任者、安定ヨウ素剤配布責任者、職員の被ばく管理を担当するとしている。

但し、平成3年8月23日以降、被告と県との打合せが行われておらず、被告派遣の要員の誰が何をするか、県派遣の職員の誰が何をするかは未定である。県派遣の職員が防災訓練に参加したが、320名のごく一部であり、被告派遣の要員と県派遣の職員の連携についての協議も未了である。

- ② 調査囑託の回答2は、600名の招集の条件と招集責任者及び被告への連絡方法に関するものであるが、これまで述べたように、事故後、600名の要員の確保に責任を持つのが、

- ① 県の原子力安全対策課（事故発生後も引き続き責任を持つ）
- ② 県の災害対策本部
- ③ 県の現地本部（オフサイトセンター）

のいずれであるかが定まっていない（確保する責任者と部署を決めるところからスタートせざるを得ない）。使用する検査場所と使用しない検査場所を区別が派遣の前提であるところ、区別する（県の）責任者が定まっていない（オフサイトセンター内のどの班がそれを担当するのか定まっていない）。手順も定

まっていない（普段原発事故と無関係な（県の）仕事をしている職員が集められて区別を命じられても混乱必至）。被告に検査場所の要員の確保と各検査場所に派遣する具体的な要員数を指示する（県の）責任者も定まっていない。被告に対する連絡方法も定められていない。被告に要員を要請する条件（放射性物質が漏れたらすぐに要請するのか、拡大が一定の規模に達したら要請するのか）も定まっていない。

検査場所毎の要員数を被告に伝えるための内部手続きと連絡方法が整備されていない現状では、各検査場所毎の要員数が被告に伝わる頃には避難者の耐久日数が超過していることが十分に考えられる。

③ 調査嘱託の回答3は、県が検査場所に派遣する職員の人数に関するものであるが、これまで述べたように、県は8ヶ所の検査場所に派遣する県職員として320名を確保する方針で、うち4ヶ所の検査場所分160名を名簿化しているが、検査場所での作業実態（派遣日数、3交替の24時間労働か否か、途中で交替があるのか否か、宿泊施設が整備されているか否か、食料が確保されているか否か）を説明した上で、個々の職員の同意を得て名簿化したものではなく、名簿に載せることについて（その限りでの）同意の可能性はある（令和3年10月20日の全体説明会では、作業実態の説明はなし）（作業実態を検討したことを裏付ける文書の開示もなし）。（甲B10の28で確認中）。

④ 調査嘱託の回答5は、被告の派遣する要員600名と県の派遣する320名が検査場所に到着する時間（日数）に関するものであるが、これまで述べたように、各検査場所毎の要員数が被告に伝わるまでの県の内部手続きが全く整備されておらず、被告に伝わった後の派遣の具体的方法も定まっていない（その点は県が派遣する320名についても同じ）。

到着する時間（日数）を調査する調査の前提条件が欠けている結果、調査も

しておらず、到着する時間（日数）は不明である。

調査の前提条件がいつ整うか不明であるが、現状で事故が起きれば、被告の派遣する要員600名と県の派遣する320名が検査場所に到着する頃には、避難者の耐久日数はとっくに経過し、検査場所の入口には誰もいないはずである。

⑤ 調査嘱託の回答6は、600名の名簿と（名簿に記載された要員への）連絡方法に関するものであるが、600名は確保されておらず、従って名簿と連絡方法は県に渡されていない。

⑥ 調査嘱託の回答7は、鷹来の森運動公園の検査場所及び涌谷スタジアム野球場の検査場所を含む各検査場所の稼働に最低限必要な要員（職員）数に関するものであるが、甲B10の20の3の2によれば、県は検査場所について、予備を含め20ヶ所を確保しており、そのうち災害時の同時開設会場数は最大8ヶ所としているが、8ヶ所がどこか何故8ヶ所かは非開示で不明である。使用できる検査場所と使用できない検査場所の区別と、8ヶ所がどのように関係するかも不明である（風向き如何で使用できない検査場所に8ヶ所が含まれる可能性あり）。

使用できる検査場所と使用できない検査場所を区別し、各検査場所毎の処理能力も考慮し、使用できる検査場所の要員（職員）数を被告に連絡することになっているが、使用できる検査場所と使用できない検査場所を区別するオフサイトセンターの担当班とその判断を引き継いで被告に連絡する責任者（担当班がそのまま責任者になる可能性もある）が、各検査場所の広さ、処理能力等の条件を知らなければ、知っている県の原子力安全対策課から聴取して頭に入れてから判断を下さざるを得ず、使用できる検査場所と使用できない検査場所を区別する担当班と被告に連絡する責任者との連携及び責任者の知識が十分でな

ければ、具体的な要員（職員）数を被告と県に伝えるための内部手続きに何日もかかることになる。現状のずさんな内部手続きの下では使用できる検査場所の稼働に必要な要員（職員）数を避難者の耐久日数内に揃えることができないことは明らかである。

⑦ まとめ

以上のように、調査嘱託の回答は、要員（職員）派遣一つとっても検査場所の稼働がいつ開始できるか不明であることを裏付けており、調査嘱託の回答によって、原告らの主張が揺らぐことは全くない。

5 まとめ

検査場所の稼働に必要な「最低限の要員（県職員を含む）」「検査に要する資材（個人防護装備を含む）」「検査機器（レーン）」「（検査場所で投与することになっている）安定ヨウ素剤」の4点の責任者、運搬業者の選定等が全て縦割り（要員も県と被告で縦割り）で、責任者すら事故後に決める仕組みになっており、責任者を決めた後で（資材、安定ヨウ素剤の）購入運搬業者の選定に入ることになることは、これまで述べたとおりである。縦割り構造の4点が揃って検査場所に到着することが稼働の条件であるが、4点が避難者の耐久日数内に到着することは明らかに不可能である。

それが不可能であれば、現状の場所での検査は多数の避難者にマイナスのみを与える（プラスは何もない）。30km圏内からの一刻も早い脱出のための広域避難が、逆に（検査場所の入口から続く渋滞が30km圏内に及ぶことで）30km圏内に長時間留め置くことになり、多数の避難者に被ばくによる健康被害をもたらすだけでなく、耐久日数を超えてからの避難の開始となり、過酷な避難を余儀なくさせる。（検査を受けられない結果）受付ステーションで受付をして、最終避難所にたどり着くことができず、避難先を自分で探さなければならない。

(検査場所、受付センターについても避難者からの) 問い合わせ窓口が整備されておらず、事故後急きょ設置したとしても、現状では「わからない」と回答する以外なく、混乱を極めることは必至である。被告は600名の要員の派遣を引き受けたことにより、検査場所の稼働に必要な4点セットが避難者の耐久日数内に同時に到着することを立証する責任を(県と連帯して)負っている。耐久日数内の4点セットの同時到着が可能であることを被告において立証すべきである。その立証ができなければ現状の場所での検査は多数の避難者に生命・健康への危険を伴う重大なマイナスを与えることを認めるべきである。

第4 バスの運転手とバスに同乗する市の職員について

1 バスの運転手の確保が困難

避難者を乗せるバスの確保が困難であることは、第3準備書面第3の6、第8準備書面第2の2で詳しく述べたとおりであるが、今回提出する甲B11の17の1～2に照らせば、なおのこと困難である。バスの運転手とバスに同乗する市の職員の直面する問題を予想せず、その問題に対する解決策を放置したまま計画を先行させた結果である。

① バスの確保に責任を持つ主体が定まっていない

甲B11の17の1～2によれば事故発生後バスを確保する責任を持つ主体が

- ① 県の原子力安全対策課 (事故発生後も引き続き責任を持つ)
- ② 県の災害対策本部
- ③ 県の現地本部 (オフサイトセンター)

のいずれであるかが定まっていないということである。

従って、事故発生直後の混乱した状況下で責任主体をどこにするか、どこの部署にそれを担当してもらうかから議論をスタートさせなければならないことになる。議論の結果、責任主体と当該部署が定まったとしても、担当者がバスの確保に関するこれまでの経過を知らなければ、経過を知っている担当課から経過を聞いて頭に入れてから動く必要があり、混乱した状況下で担当課から経過の聞き取りが上手くいくかどうか、聞き取りが完了するまでにどれだけの時間を要するかが問題となる。

いつ来るか分からないバスを待って、食料や宿泊施設が用意されていない一時集合場所に4日も5日も避難者が滞在を続けることはあり得ず、限られた時間内にバスを確保し、配備する必要がある。バス協会支援の下、バス事業者にバスの確保を要請するまで県の内部手続きに時間を消費すれば、その分だけバスの確保と配備は困難となる。

② 避難者からの問い合わせ先が整備されていない

甲B11の17の1～2によれば、一時集合場所に集まった避難者からの「バスは来るのか来ないのか」「いつ着くのか」等の問い合わせに回答する責任を持つのは、

- ① 県の原子力安全対策課（事故発生後も引き続き責任を持つ）
- ② 県の災害対策本部
- ③ 県の現地本部（オフサイトセンター）

のいずれであるかも定まっていない。

避難者にすれば、バスの配備の遅れも重要であるが、「バスは来るのか来ないのか」「いつ着くのか」の問い合わせ先が整備されているかどうかも重要である。問い合わせ先が分からず、分かったとしても問い合わせ先が避難者の全ての質

間に「分からない」（現状はそのような回答をする以外ない）を連発するようであれば、一時集合場所に集まった避難者の耐久時間は（心理的に）短くなり、バスを待たずに各自の判断で避難することになる。

そうなれば、一時集合場所で待機していた時間を無駄にしたことになるだけでなく、バスが来ないことを知っていれば打つことができた手段を失い、より過酷な状況の下で避難を開始せざるを得ず、その間、30km圏内に留まることになるので、被ばくによる健康上の危険も無視できない。

バスの確保が困難であることは、病院、高齢者施設、障害者施設の入院患者・入居者の搬送手段の確保にもそのまま当てはまる。これらの施設等の搬送手段については甲B12の3の3の文書に「県が確保」とのみ記載されている。責任主体が

- ① 県の原子力安全対策課（事故発生後も引き続き責任を持つ）
- ② 県の災害対策本部
- ③ 県の現地本部（オフサイトセンター）

のいずれの組織であるか定まっていないことは、一時集合場所のバス避難者の場合と同様である（甲B12の3の2）。これらの施設等のバスを優先して配置することはあり得ず、現状では、病院、高齢者施設、障害者施設の入院患者・入居者は、県が配備するバスを待っていても避難のチャンスを失うだけのことである。

2 バスに同乗する市の職員を確保できない

バスに同乗する市の職員の確保が困難であることは、第8準備書面の第2の2の（5）で述べたとおりであるが、甲B11の16の1～2に照らせば、なおのこと困難である。甲B11の16の1～2によれば、市職員の誰を同乗さ

せるかを決定する主体は、市の災害対策本部であるが、部署や決定と指示の手順及び同乗した職員の役割等が記載された公文書は存在しないということである。

バスによる避難の場合、1台1人、市の職員が同乗しバスを誘導することになっている（甲B5の10頁）。従ってその職員が一時集合所に来ることがバスによる避難の条件である。バスが一時集合場所に着くことと同乗する市の職員が一時集合場所に着くことの2点がバスによる避難の絶対条件であり、バスが来たとしても市の職員が来ない場合はバスを発車させることはできない。

事故直後の混乱した状況下で、多数の職員から同乗の同意を取りつけることが難しいことは、職員から出るであろう質問に対する回答を全く用意していないことから容易に想像がつくことである（詳しくは第8準備書面22頁～）。加えて、職員からの同意の取りつけの担当部署と手順を事故発生後に協議するというのであれば、同意取りつけ開始前に一時集合場所に集まった避難者の耐久時間の大半を消費しかねない。

現状では第8準備書面22頁～に詳しく述べたように、同意を取りつける対象職員から出るであろう「一時集合所から検査所と受付ステーションを経由して最終の避難所に着くの何日かかるのか」「休憩所（トイレ）の場所は定まっているのか、それとも同乗した職員が探すのか」「途中で食料・水の補給はなされるのか」「体調不良者がした場合どうするのか」「最終の避難所にいつ着くのか分からず避難者から苦情が出た場合、どこに問い合わせしたらよいのか」等の質問に対し、市は全く回答することが出来ないはずである。

特に重要なのは、バスに同乗した職員の直面する問題の問い合わせ先が整備されていないことである。甲B11の16の1～2によれば、バス避難者のバスに同乗した職員からの問い合わせに対応する責任を負う主体は市の災害対策本部であるが、バスに同乗した職員からの問い合わせを担当する部署や回答マニュアル等が決められていないのであるから、別紙2のA-3の体制に不備が

あることが明らかである。同意を取りつける際の職員からの質問に、市側が「分からない」という回答を連発し、同乗後の問い合わせ先も決まっていないということであれば、避難者を無事に最終避難場所に届けるというバスに同乗した市の職員の職責を果たせないことは明らかであり、家族の避難を後回しにしてバスに同乗することに同意する職員は極めて限られることになる。

よしんば、バスに同乗する職員を確保できたとしても、バスの中で職員が直面する問題に対する検討自体していないことは、甲B11の9～10で明らかであるから、同乗した職員は役割を果たせず、厳しい立場に立たされることになる（第2準備書面4頁～）。

3 まとめ

バスの確保と配備が困難であるだけでなく、同乗する市の職員の確保も困難であれば、「バスによる避難はできない」と明言する方が避難者にとってはるかにプラスである。

このような事態を招いたのは、バスの運転手、バスに同乗する市の職員の直面する問題を予想せず、解決策の検討もしないまま、紙の上、机の上で計画を完成させたからである。計画と並行して現場関係者の直面する問題を検討していれば、対応する責任主体と解決の手段が必ずテーマとして現れるからである。責任主体すら定まっていないという県と市の現状は、計画が紙の上、机の上で完成されたことの象徴である。

基本設計のアウトラインにOKを出した後で、詳細設計に入っても、基本設計と詳細設計の矛盾に対し打てる手は限られる。基本設計のアウトラインに国がお墨付きを与えたことに縛られ、県も市も基本設計を動かすことができないのであるから、詳細設計を詰めていった先の袋小路で身動きがとれずにいるのが現状である。身動きがとれない状態が変わらないのであるから、別紙2の「未了」「不明」が消えることはない。

第5 受付ステーションに派遣される市の職員と受付ステーションに派遣される避難先自治体の職員について

1 受付ステーションの設営期間等についての仙台市と大崎市に対する原告らの質問と両市の回答

仙台市は現在でも受付ステーションの開設期間を受入れを決定した日から数日程度という体制を変えていない。又、1ヶ所の受付ステーションの配置要員数についても（増員させることなく）そのままである（甲B8の15の3の1～4）。そこで原告らは仙台市に対し、

- ① 開設期間が現状のままに対応できるのかどうか
- ② 要員数が現状のままに対応できるのかどうか
- ③ 受付ステーションの配置予定の職員の指定は済んでいるのかどうか
- ④ 受付ステーションの開設に必要な資料材を購入済みかどうか
- ⑤ 受付ステーションの8時間交代の24時間態勢で行うつもりなのかどうか

を質問し、仙台市は①について「避難元自治体から示される避難者の人数（車両の台数）や受付手法等から導き出される避難所受付ステーション開設期間（との関係）を精査の上、本市のマニュアルへの記載の見直しを含めて検討してまいります。」と回答している（甲B8の15の4の2）。

①に関連して原告らが「開設期間の伸張は、受付ステーションを目指している避難車両の交通渋滞と連結する。避難車両に乗っている人が渋滞の中で耐久出来る日数は、トイレ、食料、運転手の睡眠、燃料、体調不良者等からして、せいぜい1～2日。受付ステーションによって避難車両の耐久日数を超える交通渋滞を引き起こすことが必至であれば、受付ステーション自体を廃止し、別な方式で避難所を指定することも（避難元自治体と協議し）検討する必要があるのではないか。」と質問したことに対しては、「避難所受付ステーションの役

割やあり方は、様々な可能性を考慮するとともに、別な方法も視野に入れつつ、県や県内市町村とも今後検討や協議を行ってまいりたいと考えております。」と回答している（同）。

以上の回答からすれば、受付ステーションが引き起こす交通渋滞と開設期間の問題についての原告らの指摘を正しく受け止めたものと解される（否定ないし積極的反論は記載されていない）。

②についても「今後、避難元自治体との協議を通じ、避難所受付ステーションを開設する際のレイアウトや車両等動線を計画していくに当たり、具体的な配置要員の数などを精査していくこととしておりますが、その中で、例えば、避難車両の整理や避難者の誘導などについては、一部業務を民間業者に委託するなど、マンパワーを充実させるための方策についても検討してまいります。」と回答し、一班で一つの受付ステーションの受付を行うことのマンパワー不足を間接的に認めている（同）。

⑤については「本市は、避難所受付ステーションの運営支援が役割となっておりますことから、本市のマニュアルにつきましては、両市がマニュアルを作成した後、その内容に照らしながら見直しを図って参りたいと考えております。従いまして、ご指摘の事項についても、今後、避難元自治体との協議を通じて規定していくべきことになるものと考えております。」と回答し、市との協議による見直しが必要であるとの認識を明らかにしている（同）。24時間態勢で行うとすれば、マニュアルにその旨の規定を設けることが必要であるところ、規定を欠いているからである。

以上のように仙台市は、24時間稼働かどうかがはっきりさせていない現状の下で一班体制で数日程度の設営期間中に受付予定台数の受付を完了させることは困難であることを事実上認めており、受付ステーションは制度自体の廃止も含め、根本的な見直しが必要であることを明らかにしている。

原告らは、受付ステーションの体制について内部検討すらしたことがなく、

市との間で一度も協議したことがない大崎市にも以下の質問をした（甲B8の16の1）。

「宮城県大崎市合同庁舎の避難所受付ステーションが避難車両の耐久日数を超える交通渋滞を引き起こすことが明らかである以上、受付ステーション自体を廃止し、別な方式で避難所を指定することを（避難元自治体と協議しつつ）検討する必要があるのではないか。宮城県大崎市合同庁舎の避難所受付ステーションを維持するということであれば、受付ステーションの開設予定期間（予想）とその根拠を回答下されたい。」

これに対する大崎市の回答が甲B8の16の2であるが、「避難所受付ステーションは従来どおりとする。」と回答するとともに、受付ステーションの開設予定期間（予想）とその根拠については「必要とすべきと判断した然るべき期間」「開設予定期間を日数で示していないため、期間設定の根拠はありません。」と回答している。必要と判断する期間を質問されているにもかかわらず、このような回答しかできないことに受付ステーションの抱える矛盾と問題点が集約されている。

以上のように、受付ステーションの実効性の欠如と危険性は、仙台市と大崎市のこれらの回答からも明らかである。

2 受付ステーションに派遣される市の職員の確保が困難

バスに同乗する職員の場合と同様、受付ステーションに派遣する市の職員についても、それを決定する市の災害対策本部内の部署が定まっておらず、派遣された職員からの問い合わせ先の部署も定まっていない（甲B8の17の1～2）。

仙台市は甲B8の15の3の1～3の4のように、受付ステーションの開設

期間を「数日程度」との方針を動かしていないが、「数日程度」で済むはずがないことは甲B8の15の4の1のとおりである。

従って、現状では受付ステーションに派遣される市の職員の滞在期間は不明と言わざるを得ず、その間、受付ステーション内でどのような生活を送ることになるか分からない以上、市の要請に同意する職員の数は極めて限られたものになる。

ましてや、大崎市は市からの要請や働きかけがない結果、受付ステーションの準備らしい準備は全く行っておらず、「そのようなところに行きたくない」と同意を拒否する職員が続出することになる。

3 受付ステーションに派遣される避難先自治体の職員の確保も同様

甲B8の15の3の1～4のとおり、仙台市は受付ステーションの開設期間が受入れを決定した日から数日程度としている。しかし、設営期間が数日程度で済むはずがないことは、甲B8の15の4の1のとおりである。

従って、数日を経過した後も設営を続けてくれるかどうか（その間、避難先自治体が職員を派遣し続けてくれるかどうか）は、市と仙台市との今後の協議によることになり、協議が整わなければ、数日程度を経過した後の仙台市からの職員の派遣は困難となり、受付ステーションはその時点で機能を失うことになる。大崎市の場合は、上記1のように、必要と判断する期間を明示しておらず、大崎市からの職員の派遣日数は不明である。

4 まとめ

受付ステーションの現場で何が起きるかを計画策定と並行して検討していれば、受付ステーションの開設期間が数日程度で済むことがないことを理解し、現状の計画では受付ステーションに派遣される市の職員と避難先自治体の職員の確保が困難であることに気づくことができたのである。

第6 女川地域原子力防災協議会（以下、協議会）の「確認」の基準違反

1 内閣府から開示された判断基準

原告らは訴状請求の原因第8の8で協議会の中核である作業部会が避難計画の実効性を調査・確認していないこと、同第8の9で実効性を仮装した資料による確認がなされたことを明らかにし、第8準備書面の第1で計画と現場の乖離は、本来であれば協議会の作業部会で埋めるべきところ、県と市が国のお墨付きによって実効性が確保されたという姿勢を取り、問題点の追及をなおざりにし、国もそれを歓迎し、両者の馴れ合いの結果、計画と現場の乖離は埋められないままとなったことを明らかにした。

原告らが内閣府に情報公開請求をした「協議会が令和2年3月25日に、宮城県及び30km圏内の各市町の避難計画を含む女川地域の緊急時対応が「具体的・合理的」なものであると確認した際に適用した（「具体的・合理的」であるか否かの）判断基準が記載されている文書」の開示結果が甲B16の7の1の資料2，同3である。

なお内閣府は、甲B16の7の2で「防災基本計画，原子力災害対策指針のそれぞれ全体に照らして具体的かつ合理的であることを地域原子力防災協議会において確認，原子力防災会議で了承することとしている。」と回答しているが，資料2・3以外に，県，市の広域避難計画の実効性の判断基準に該当する部分は存在しない。

2 検査場所は明らかに基準に違反している

資料2は検査場所について

「避難退域時検査等による汚染程度の把握は，吸入及び経口摂取による内部被ばくの抑制及び皮膚被ばくの低減，汚染の拡大防止のためには不可欠であり，医療行為を円滑に行うためにも実施しなければならない。」

「避難退域時検査等の実施に当たっては、それが必要な対象全てに対して実施できるような場所を選定するべきであり、この避難退域時検査等は、可能な限りバックグラウンドの値が低い所で行うことが望ましい。」

「立地道府県等は、O I Lに基づく防護措置として避難又は一時移転を指示された住民等（ただし、放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民を除く。）を対象に避難退域時検査及び簡易除染を実施する。」（同 7 5 頁）

等と規定し、同時に、

- ① 避難退域時検査及び簡易除染は、避難及び一時移転の迅速性を損なわないよう十分留意して行う。
- ② 避難退域時検査及び簡易除染によって健康リスクが高まると判断される住民等については、体調等が悪化しないように十分に配慮する（同 7 5 頁）。

と規定している。①②は検査場所についての判断基準である。検査場所の開設まで何日かかるか不明、予定台数の検査を終了する期間も不明という現状は、避難及び一時移転の迅速性を損なっていることは明らかであり、①の基準に違反する（この規定は受付ステーションにも当てはまり、受付ステーションも①に違反する）。

現状の検査場所の中には鷹来の森運動公園のように、30 km圏内に位置するものもあり、又、涌谷スタジアム野球場のような30 km圏外の検査場所であっても、入口から続く渋滞は30 km圏内に続くことになるので、現状の場所での検査が、長時間30 km圏内に留め置かれた避難者に対する放射性物質の被ばくの危険を増加させることも明らかである。よって、現状の場所での検査は②の基準にも違反する。

資料 2 には防災業務関係者の防護措置も定められており、

- ③ 防災業務関係者については、安全を確保し、ある程度の被ばくが予想されることを踏まえた防護措置が必要である。具体的には、直読式個人線量計（ポケット線量計，アラームメータ等），被ばくを低減するための防護マスク及びそのフィルタ並びに必要な保護衣を十分な数量を配布するとともに，必要に応じて安定ヨウ素剤を服用させること，後日においてホールボディカウンターによる内部被ばく測定を行うこと等が必要である（77頁）。

と定めている。さらには、

- ④ 輸送手段及び連絡手段の確保が必要である（同77頁）。

との規定もある。検査場所の要員（職員）用の防護措置の購入責任者や運搬者が定められていない現状は③④の基準に違反する。④の規定は要員（職員）とレーンについて適用されると解され、要員（職員）とレーンがいつ検査場所に到着するか不明である現状は、④の基準違反である。

3 安定ヨウ素剤も基準違反

市は、安定ヨウ素剤を一時集合場所において配布し、県は検査所において緊急配布することにして（甲B7の2の2の17頁）。

しかし、一時集合場所に安定ヨウ素剤を配布する人員の確保について、市は「現在検討中です」と回答している（同）。一時集合場所で安定ヨウ素剤を配布する人員を確保できるかどうか、確保できたとしても一時集合場所に安定ヨウ素剤を適切な時期に届けられるかどうか明らかになっていない。又、服用を指示するにあたっては、原則として医師が関与し、副作用の可能性もあることから医療関係者の指示を尊重して合理的かつ効果的に行うことが必要とされて

いる（甲B14の1の18頁，甲B14の2の13頁）。

県も計画のなかで、「原則として医師及び薬剤師並びに訓練を受けた医療関係者及び地方公共団体職員の間与の下で安定ヨウ素剤を配布するとともに，服用の指示又は指示を伝達する」と規定している。

しかし現状では，医師及び薬剤師並びに訓練を受けた医療関係者が一時集合場所と検査場所にいつ到着できるか不明である。県が検査場所への県派遣の職員の到着日数自体を調査していないからである。のみならず，県の場合，安定ヨウ素剤についてもそれを各検査場所に運び，避難者に投与する責任者が決まっておらず，責任者を決め，確保の有無を確認し，確保していなければ購入し，並行して一時集合場所と検査場所に運搬する業者を探すということになるので，適切な時期に安定ヨウ素剤と投与責任者が揃うという保証は全くない。資料2の基準には，

- ① 放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくの予防又は低減をするため，原則として，原子力規制委員会が服用の必要性を判断し，原子力災害対策本部又は地方公共団体の指示に基づいて，安定ヨウ素剤を服用させる必要がある（同73頁）。
- ② 安定ヨウ素剤の服用効果が十分に得られるよう，服用のタイミングの重要性について平時から周知し，服用のタイミングに係る決定・指示を適切に行う必要がある（同74頁）。

との規定がある。安定ヨウ素剤と投与責任者（医師及び薬剤師並びに訓練を受けた医療関係者及び地方公共団体職員）が適切な時期に，一時集合場所と検査場所に到着できる保証が全くない現状は，②の基準に違反している。

4 まとめ（故意による基準違反）

協議会の中心である内閣府及び広域避難計画の策定者兼実行者である県と市がこれらの基準に気付かず、うっかり基準違反を犯したということはありません。令和2年（2020年）3月25日の協議会の「確認」の7年前から、脱原発ひまわりネットが県に繰り返し質問をし（甲B6）、平成30年（2018年）12月からは原告らが繰り返し質問をし（甲B7）、原告らの甲B7の質問と本件で原告らが指摘している実効性の欠如理由はほぼ一致しているからである。

原告らから甲B7の質問を受け、令和元年（2019年）11月12日には（県と市に対する）仮処分申立を受けてなお、令和2年（2020年）3月25日に「確認」をしたということは、現場で起きる問題に故意に目をつぶり、県と市の広域避難計画のアウトラインをなぞっただけで「確認」したということにはほかならない。そのことは、実効性を左右する重要事実について内閣府が調査しておらず、調査結果を一切保有していないことから明らかである（第6準備書面）。故意による基準違反であるから違反の程度は悪質である。

第7 5層についての新たな安全神話を振りまく国

令和4年2月10日～12日に実施された原子力総合防災訓練について、山口壮原子力防災担当相が令和4年2月15日の閣議後記者会見で、「避難計画の実効性を十分確かめられた」と成果を強調したがそのことに根拠がないことは甲B17の3の2のとおりである。

同担当相の「車両の検査場などで混雑が生じたことに関しては、「どちらか」といって細部にわたることだ」とも述べたことがあまりに実態とかけ離れているので、県の村井知事が令和4年4月26日に内閣府の副大臣に課題を提言し「避難時に車両の検査場で混雑する可能性があり、見直しが必要」と述べている。

このように、国は協議会の「確認」の上に乗って、上記の防災訓練を見ただけで県と市の広域避難計画の実効性は十分に確かめられたと述べ、検査場所の混雑について、村井知事に釘を刺される始末である（甲B17の3の3）。

一方で、東京電力福島第一原発の事故で千葉県に避難した住民らが損害賠償を求めた集団訴訟の原告が、最高裁での弁論を前に「国も東電も『原発は絶対安心』という安全神話を住民に言い続け、津波対策をしなかった。国の監督責任は重大だと思います」と訴えている（甲B17の3の4）。

同担当相の上記の発言は5層についての新たな安全神話の振りまきにほかならず、村井知事が今頃釘を刺しても遅いのである。国のお墨付きを得てそれを根拠に「地元同意」をしようとして、協議会において問題点の追及をなおざりにした点において、県にも責任があるからである。国と県が協議会の「確認」を根拠に実効性があると公言し、大部分の県民がそれを信じているが、県と市の広域避難計画に実効性がないことは、検査場所の稼働条件（4点セットの避難者の耐久日数内の同時到着）が全く整っていないこと一つをとっても明らかである。多数の避難者への無駄で危険な避難を回避させるためには、裁判所の明確な判断が必要である。

以 上